

陳述書

東京地方裁判所民事第42部A合議口係 御中

令和3年12月7日

住 所 東京都 渋谷区 渋谷 4-2-2

氏 名 長崎川耕造



私は、今回の訴訟の原告代表者です。今回、東京都という巨大な公権力を相手に訴訟を提起したわけですが、訴訟提起に至るまでには、私なりに様々な葛藤や苦悩がございました。東京都からは私からすれば不合理としか言いようがない反論が主張されておりますが、この点についてもきっちりこの場をお借りしてご説明差し上げたいと思います。

1 昨年の緊急事態宣言に対する対応と、今年の緊急事態宣言に対する対応に至った経緯および理由

当社は、2020年4月に発出された第1回緊急事態宣言の際はおよそ半数の店舗を一時的に休業し、また大半の店舗で営業時間の短縮を行いました。後に詳しく申し上げますが、第1回緊急事態宣言における要請に従ったことによって、当社は事業継続不可能か否かというところまで追い込まれました。

なおこの休業の際の協力金に関しましては、当時、当社は「大企業」であり、そもそも協力金の対象外でした。したがって、協力金自体の金額からして協力金が支払われていたとしても当社程度の規模の会社ではおよそ損失を填補できるも

のではありませんでしたが、我々が受けることのできた援助はゼロだったのです。後述のとおり、店は閉めろと言われる一方で国や自治体からのサポートは十分ではなく、当社は社の生き残りをかけて大規模の借入を決行しております。

2020年末に感染が急拡大し、2021年1月7日に政府が政府緊急事態宣言発出を決定した際には、当社HP上に「緊急事態宣言の発令に関して、グローバルダイニング代表・長谷川の考え方（2021年1月7日現在）」（甲27号証）とした文章を掲載し、要請には従わない旨の意思表示を行いました。

2 第2回緊急事態宣言に従わなかつた経済的な理由について

本訴訟で問題となっている第2回緊急事態宣言における東京都からの要請に従わなかつた理由は2つあります。

一つは新コロナウイルスについて、日本においては被害が極端に少ない事実がありウイルスの性質についてもある程度知見が蓄積されておりましたし、また、前回の緊急事態宣言から半年以上も経過しているにもかかわらず、何らの事後の検証や、とられる施策のアップデートがなされていませんでした。そのような状況において、飲食店への時短要請一本やりという要請の内容自体が非科学的で無意味であると思いました。

一方で、それに伴う国民や事業者の経済的、精神的、肉体的ダメージがとてつもなく甚大になると思ったからです。

二つ目はその時点の補償金額では経営的に立ち行かなくなる可能性が極めて高かつたことです。

私たちは、2020年度に新コロナの影響で15億900万円の赤字を出し、その補填で15億3000万円の借入（内6億円は本年2月）を実行いたしました。

税金は2億900万円を延納。社会保険料も4億2600万円の支払い猶予を

受けており、これ以上の借入はかなり困難な状況がありました。

東京都は政府のガイドライン等を根拠に、経営の維持は要請に従わない「正当な理由」にはあたらないなどと主張していますが、要請に従って会社がつぶれて責任をとるのは東京都でも政府でもなく、私たちです。第1回期日における意見陳述でも述べましたが、この会社は私一人のものではありません。働く従業員、その家族、取引先の業者、そして利用してくださるお客様。そのすべてが当社という船に乗って、この日本社会を航行しているのです。真っ暗闇の未知の嵐の中、甲板に穴があいているのにエンジンを止めろ、修理はすると言われ、修理費用も道具も渡してもらえないなら、乗組員と乗客を守るために自分たちで穴を塞ぎ、エンジンを動かして、何とか嵐が越えるのを待つののが船長の責任なのではないでしょうか。これは努力ではないのでしょうか。違法行為をしているわけでもないのに、多数が従うからお前も従え、という「空気」の論理、「空気」の支配に対して、多数派や空気に抗して一人一人の生や権利を守るのが裁判所だと信じています。

3. 東京都から原告に対する主張に対する反論

確かに、東京都が主張するとおり、私たちの会社は、本年度上半期は黒字となりました。

しかしそれはあくまでも結果論です。

営業を続けなければ会社がもたない、という危機感で営業を継続しました。

被告準備書面（3）「第2、2、（1）」及び同「（2）」で、被告は、「原告が本件要請（45条2項要請）に応じる事により、具体的にいかなる理由で経営維持が困難となるのか、経営維持が困難とはどのような状況に陥ることをさしているのか等、原告のいう「正当な理由」を基礎づける具体的な内容が判然としない」との主張や、2021年1月～3月の当社純損益1億円の黒字をもって「本件命

令の発出時点までに、原告が本件要請に応じられない経営状況にあったとは言えないものである」と主張しています。

そもそも新型コロナ禍で昨年20億円の負債を抱えていることは、本裁判で何度も述べています。

先行きもまだまだ不透明な状況で、1月～3月の1億円の黒字というミクロ的な事実のみを取り上げ、「本件要請に応じられない経営状況」ではないというロジックには到底納得がいきません。

第二回緊急事態宣言が出たのが令和3年1月7日で、当初1か月間の予定でした。

しかし、さらに1か月の延長があり、宣言がいつまで続くかわからない状況が続いたのです。

当社に対して45条2項に基づく要請が出たのは2月26日です。大阪等では月末での宣言解除が決まったところでしたが、東京での解除は見通しが立っておりませんでした。

原告第一準備書面「第2、3、(1)、イ」に記載の通り、第二回緊急事態宣言以降の協力要請に応じていた場合、協力金の支給があったとしても2億円を超える損失があったと考えられます。

東京都から当社に発せられ上記2月26日の45条2項に基づく要請に応じた場合、緊急事態宣言が明けるまでの期間の当社の損失は前記損失に当てはめるとおよそ8300万円となります（協力金は申請期間全てに応じた場合のみの支給なので、応じた後の10日間は不支給となることを加味しています）。

しかし、2月26日の時点でいつ緊急事態宣言が解除されるのか決まっておらず、2021年1月～3月の黒字でまかなえるのか、更に大きな赤字を生むのか、全く不透明な状況でした。

先にご説明した2020年の15億円の借入は、新たな投資のためではなく、会社存続のための借入です。

新たに巨額の負債を抱えた場合、追加の融資は非常に困難を伴うものと考えられます。

「経営維持が困難」というのは字義通りの内容で、会社の存続にかかわる事態であると考えておりました。

なお、当社の営業継続という行動に対しては、たくさんの方から支持をいただきましたが、その半面、当社の姿勢に対する反発も少なからずありました。

その多くが「他も我慢しているのだから、お前も我慢しろ」という内容です。

結果としては、当社顧客の皆様をはじめ、多くの方々が店に足を運んでいただいたのですが、万が一反発の方が大きかった場合は、当社は本当に立ち行かなくなってしまったわけです。進んでも止まっても地獄という状況で、もはや営業せざるを得ないという状況にまで追い込まれていた結果、そのようなリスクも抱えての行動であったことをご理解いただきたいと思います。

4. グローバルダイニングの各店舗構造及び感染症対策について

新型コロナウイルスの特徴等を考えても、私は換気が重要と認識し、強力排気/吸気を維持することを日頃から注意しておりました。当社の各店舗は、現地を見ていただければよくわかりますが、非常に天井が高くなっています。店舗の中ではそこまで床面積が大きくないところでも、通常の店舗から比べれば天井が高いです。このことは、強力排気・吸気とあわせて、大変効率的な換気を実現できています。

また、消毒薬の入口とトイレ等への設置、トイレ便座、シンク、水道ハンドル、メニュー、テーブル、椅子等、手の振れる場所の徹底した消毒と拭き取り、スタッフのマスク着用・体調管理等、基本的かつ必要な対策を入念に行っておりました。

私自身、毎日各店舗を回るのが日課ですので、それを利用して毎日スタッフの

感染症対策や接客対応について細かく注意を払い、ときには指示もだしておりました。スタッフはこの点をよくやってくれていたと胸を張って誇れると思っております。

この細かいチェックやスタッフの協力及び当社店舗の構造的な換気体制によつて、店舗での感染もありませんし、お客さまもスタッフも、いわゆるクラスターなどは一切発生しておりません。

ちなみに、本訴訟でも争点の一つになっていますが、東京都の方々が、要請や命令を出すに当たって、具体的な当社の取り組みや店舗構造を確認しにきたということは一度たりともありません。たとえ東京都の方々がこられても、店舗に書類を手渡すときくらいで、適切な現地確認をしたという事実は、従業員から聞いたことも含めて一切ありませんでした。

また、店舗構造について付け加えると、京都大学の曾我部教授が意見書（甲59）の中で、 1000 m^2 以下の店舗を時短要請に含めることは違法との見解を示しておられました。本件命令の対象となった当社店舗26のうち 1000 m^2 を超えるのは別紙のとおり、権八西麻布（ 1443.01 m^2 ）のみです。したがって、曾我部教授の指摘のとおりだとすれば、権八西麻布以外の25店舗は、法律の根拠のないものとして、違法なのではないでしょうか。

5. 本訴訟への想い

私が訴訟を考えたのは、都からの命令書を受け取り、命令発令の理由を読み終えた時でした。

裁判の冒頭でも述べた通り、1950年に横浜に生まれ、戦後に確立された民主主義の中で国民が明るく元気に復興に取り組み、自由を享受している社会の中で育ちました。

主権在民であるべき民主主義国家である日本において、基本的人権の「表現の

自由」と「法の下の平等」が蔑ろにされるのは看過できないと感じたからです。

コロナ禍においてこの戦後民主主義や法の支配が崖っぷちな中で、本訴訟の存在意義は一層強まっていると思います。

すでに述べましたが、多数がそう考えているからとか、何となく従えという空気が存在するからなどといった理由で不合理な権利侵害が許されるようなことはあってはならないことだと考えています。

私の理解では、そのような多数派や空気からも独立して判断をするというのが裁判所だというのが、戦後民主主義教育における「憲法の番人」としての裁判所の役割であったはずです。

幸運にも、この訴訟にはたくさんの人々が注目しております。裁判所には、是非、その人々の「法の支配」への期待に応えるような判決をしていただけよう、お願いしたいと思っております。